

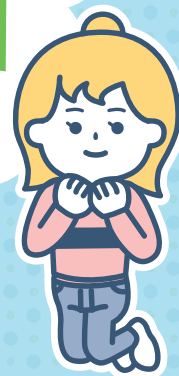
～すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指して～



おとなも、
子どもも
みんなで守ろう！
子どもの権利

2022年4月スタート

新潟市 子ども条例



▼ 「新潟市子ども条例」について くわしくはこちら ▼



パソコンはこちら ▶

Q 新潟市子ども条例 | 検索



スマートフォンはこちら ▶





新潟市子ども条例 制定までの流れ

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

- 1989年に第44回国連総会において採択され、1990年に発効
- 日本は1994年に批准

対象 18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ

内容 おとなと同様にひとりの人間としての人権を認め、成長の過程に必要な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

条約の4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの意見の尊重
- 子どもの最善の利益
- 差別の禁止

「子どもの権利条約」について詳しくはこちら→
(公財)日本ユニセフ協会ホームページ

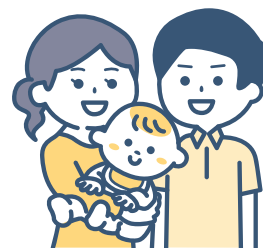


「新潟市子ども条例」制定の背景

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすために

- 2019年に行われた意識調査※結果
- ・子どもの権利が尊重されていると回答した子ども…18.7%
- ・子どもの権利を尊重していると回答したおとな……31.0%
- 子どもの権利が十分に尊重されているとはいえないことが分かりました。

※(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」



子どもが自由に意見を表明でき、これをおとながきちんと受けとめるなど、子どもの権利を尊重する社会を作っていくことが大切です。

困難な状況にある子どもに適切な支援を

- 児童虐待相談対応件数は年々増加
- 7人に1人は相対的な貧困状態
- 中学生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答
- いじめや子どもが巻き込まれる犯罪の発生



子どもの大切な権利が侵害されている状況から子どもを守るため、それぞれに対応した適切な支援が必要です。

～子どもの権利を明らかにし、おとなはこれを守る責務があることを明確化します～

「新潟市子ども条例」は議員提案として2021年12月新潟市議会にて成立し、2022年4月より施行

テーマ
02

新潟市子ども条例の 紹介

新潟市子ども条例の目的

- 子どもの権利及び市等の責務を明らかにし、子どもに関する施策の基本となる事項等を定める
- 子どもの権利を保障し、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与する

※「子ども」とは原則、18才未満の人のことです

「子どもにとって大切な権利」や市及び保護者等の「おとなの責務」を明らかにしています

生まれながらに
すべての子どもが持っている権利

- 一人の人間として尊重される
- 今を豊かに生き、成長発達する

→子ども固有の基本的権利(子どもの権利)
子どもの状況に応じて「当該子どもの最善の利益※」
を考えて守られることが大切です。

※子どもの最善の利益とは…

「個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重されること」に加えて、親が支えを得て子育てに取り組み、子どもと向き合うゆとりと自信を回復することが子どもに利益をもたらすこと、子どもも親も他者との関係性を持つことで信頼感や社会性が育まれることなどと渡辺 顕一郎氏は述べています。

渡辺 顕一郎
『子ども家庭福祉の基本と実践』
金子書房 2009 99ページ

性別や年齢、
障がいのある・ないに
よって差別されることが
あってはなりません。

一人ひとりが
もっている
子どもの権利を
大切にしましょう



身近なおとなに、
いつでも自由に思いや願いを表明し、
ありのままに受け止めてもらい、
適切に伝えてもらう



おとながこれらの
権利を保障して
いかなければ
なりません

子どもにとって大切な権利

～すべての子どもに「権利」があります～

安心して生きる権利 第8条

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても差別や偏見を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがあってはなりません



など

豊かに生き、育つ権利 第9条

- 自分にあったペースで生活できます
- 学び、遊ぶことができます
- 安心できる場所で休むことができます
- 自分の考えや思いを自分なりの方法で表現することができます
- 文化、芸術、スポーツにふれ親しむことができます



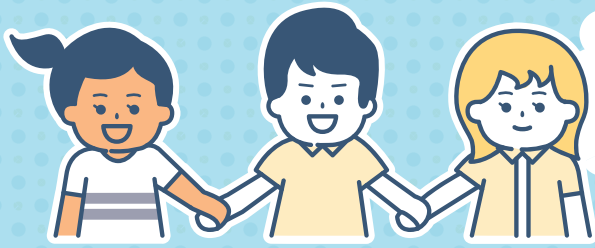
など

自分らしく生きる権利 第10条

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- 可能性を大切にされます



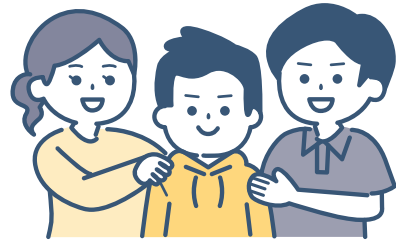
など



新潟市 子ども条例

身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利 第11条

- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に伝えてもらえます*

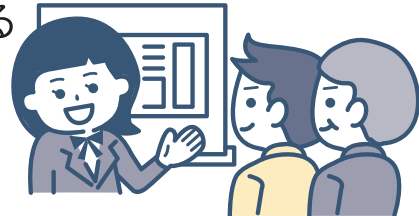


など

※ 子どもの表明した意見の内容をそのまま実現しなければならないわけではなく、おとなが子どもの意見を受けとめ、一緒に考え、答えていくことが大切です。

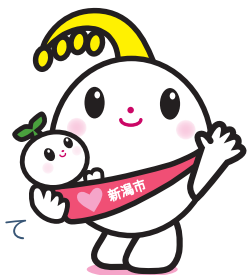
社会に参加する権利 第12条

- 社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援が受けられます



子どもの権利を行使する時には、社会のルールを守り、相手にも同様に権利があることを十分に認識し、他者の迷惑にならないようにする必要があります。他者への感謝の気持ちや思いやりを大切にしてほしいという思いを、子ども条例では「**道徳の保護に配慮***」という言葉で表現しています(第7条)。

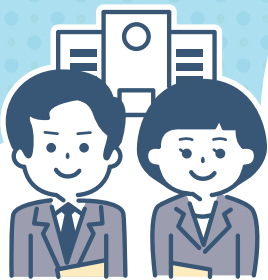
※一方で、道徳の保護への配慮により、特定の価値観を押し付けることにつながってはならず、子どもの権利行使をためらわせることがあってはなりません。



テーマ
04

おとなの責務 ～責任や役割～

おとなは、子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い、連携して子どもを支えます。



学び・育ちの 施設の関係者

(学校や保育園、幼稚園など)

子どもたちが主体的に学び、育つことができるように支援します。虐待、体罰を絶対行わず、いじめから子どもたちを守ります。



新潟市(市役所)

子どもの権利を尊重し、子どもに関わる市の取組を通じて、その保障に必要な条件整備及び支援を行います。



保護者

(親や祖父母など)

子育てに責任を持ち、子どもが安心して育つことができるように、子どもの意見を尊重し、一緒に考え、子どもの成長を支えます。



連携・協力



事業者(会社など)

従業員が仕事と子育てを両立できるように支援します。



市民

地域の一員である子どもたちの権利を守り、安全安心な地域をつくれます。

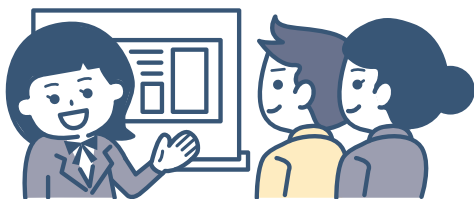
子どもの権利保障を進めるには、おとなの理解が必要不可欠です。
身近なおとなだけでなく、
すべてのおとながそれぞれの役割を果たすことが大切です。

新潟市では こんな取組を行っています

新潟市子ども条例の全文について
市ホームページはこちら→



子どもの意見を聞き、その
意見を大切にします。



色々な立場のおとなが連携・
協力して子どものために
対応します。

内容にあわせて
様々な機関に
相談することが
できます。

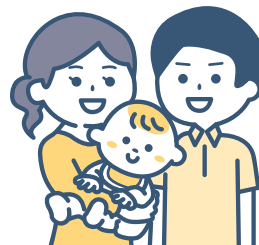
相談の内容や
秘密は守られます。
気軽にご相談
ください!



子ども条例をすべての子育て
に関わる政策や計画の根
本として、すべての子ども
が豊かな子ども期を過ごせ
るよう取り組んでいます。



妊娠、出産から子育てまで
切れ目ない支援に取り組み、
家族が安心して暮らせるよう、
子育て家庭を支えます。



子ども条例を、幅広く市民や事
業者等に理解してもらうため、
周知・啓発に取り組んでいます。





新潟市子ども条例 条文紹介(一部抜粋)

この条例は、子どもの権利に関する理念をうたうだけでなく、子どもに関わる政策全般の基本となる事項を定める内容となっています。条文から「子どもの権利」と「おとなの責務」に関する部分を抜粋してご紹介します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。

～省略～

(責務)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 3 学び・育ちの施設の関係者(以下「施設関係者」といいます。)は、自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。
- 4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。
- 5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。
- 6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

～省略～

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) いのちが守られ、尊重されること。
- (2) 愛情をもって育まれること。
- (3) 差別又は偏見を受けないこと。
- (4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。
- (5) 健康に生き、適切な医療を受けられること。
- (6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

解説

目的を達成するために、子どもにとって大切な権利や市及び保護者等のおとなの責務を明らかにし、家庭や学校、学び・育ちの施設、地域等、子どもが生活するあらゆる場面における子どもの権利の保障を進めるための基本的な事項等を定めています。

おとなの理解の下に、子どもの権利保障を進めることが必要不可欠です。

市や子どもにとって身近なおとなだけでなく、すべてのおとなへの責務やそれぞれの役割を明記し、子どもとの受容的な関係性を築く重要性を示しています。

第3章にはより個別的・具体的な責務を示しています。



子どもにとって心身ともに安心して生きられることは、成長や発達にとって最も基本となる条件です。



(豊かに生き、育つ権利)

第9条 子どもは豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分に合ったペースで生活すること。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 安心できる場所で休むこと。
- (5) 仲間と集うこと。
- (6) 自由な方法で表現すること。
- (7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。
- (8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。
- (9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につける環境を保障されること。
- (10) 子どもの権利について知ること。

(自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
- (2) 不平等な扱いを受けないこと。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 自尊心を傷つけられないこと。
- (5) 可能性を大切にされること。
- (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。

(身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
- (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に応えてもらうこと。
- (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
- (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。

(社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、参加するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

子ども固有の基本的権利が保障される中で、好奇心や達成感を満たす様々な経験や体験をすることは、豊かな子ども期を実現するためにとっても大切なことです。



おとなの考え方や世間体に当てはめられて育てられたり、理不尽なことを押しつけられるのではなく、一人ひとりが自分の思いや願いを表明できることが、個人として尊重されて生きていくために大切な権利です。

子どもの成長において、人との関わりが重要な要素であり、特におとなとの人間関係は子どもが豊かに生き、成長発達していくために不可欠な権利であることを示した規定です。

自分と関わりのある社会のことに関して子ども期から思いや意見を述べ、社会に参加することは大切です。

その他、条文には基本理念や子どもの意見表明と参画の促進、子どもの生活の場における権利保障などが記載されています。子どもの権利について知るためにも、ぜひ読んでみましょう。

子ども条例の全文については
市ホームページよりご覧ください→



**おとなが
条例について理解し、
みんなで子どもの権利を
守り、成長を支えて
いきましょう!**

おとなの
みなさん!

お子さんや周りの子どもの様子で思い当たることは ありませんか？



自由に意見を言えていない

- 「子どもだから」と意見を聞いてもらえていない
- おとなに対して意見を言うとお方的に反対されている
- 子どもの意見を聞かず、おとなの意見を押し付けられているなど



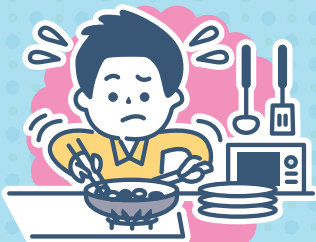
プライバシーが守られていない

- 子どもの許可なくインターネット上に子どもの画像が載せられている
- 個人情報をインターネット上に書き込まれているなど



いじめられる

- 暴力を受けたり、お金を要求されたりしている
- 日々の生活やSNSでグループから無視されたり、悪口を書かれたりしているなど



自分のやりたいことができない **ヤングケアラー**

- おとなの代わりに家事(買い物・料理・掃除・洗濯など)をして勉強の時間が取れていない
- おとなの代わりに幼いきょうだいや家族の世話などを日常的にしている、負担が重く自分の好きなこと、やりたいことができていない

など



保護者などから虐待を受けている **児童虐待**

- 病気になっても病院へ連れて行ってもらえない
- 不衛生な環境で生活させられている
- 殴る、蹴るなど身体を傷つけられている
- いつも怒鳴られたり、無視されたりしている
- 体罰を受けている

など

ここに記載した例は、子どもの権利が守られていない一例です。
もしも、ご自身や周りの人の言動に思い当たることがあるときは、
「子どもの権利を守る」ために行動しましょう。

お子さんや周りの子どものことで困ったときは、 ひとりで悩まずに相談してください

● 妊娠・出産・子育てについて (相談できる時間:月～金曜/8:30～17:30 休・祝日、年末年始を除く)

妊娠・子育てほっとステーション

北区健康福祉課 **025-387-1340**

秋葉区健康福祉課 **0250-25-5622**

東区健康福祉課 **025-250-2340**

南区健康福祉課 **025-372-6375**

中央区健康福祉課 **025-223-7237**

西区健康福祉課 **025-264-7423**

江南区健康福祉課 **025-382-4340**

西蒲区健康福祉課 **0256-72-8372**

● 虐待、非行、いじめなどについて

新潟市児童相談所

025-230-7777

相談できる時間:
月～金曜/8:30～17:30
休・祝日、年末年始を除く

※緊急の児童虐待相談は休日・夜間でも受付しています

児童相談所フリーダイヤル いちはや く

虐待対応ダイヤル **189**

相談専用ダイヤル いちはや く おな や みを **0120-189-783**

※緊急の児童虐待相談は休日・夜間でも受付しています ※命の危機が迫っている場合は、お近くの警察署または110番通報を!
※一部のIP電話からはつながりません

● 人権について(虐待、いじめなど)

新潟地方法務局 子どもの人権110番(フリーダイヤル)

0120-007-110

相談できる時間:
月～金曜/8:30～17:15
休・祝日、年末年始を除く

● いじめについて

新潟市教育相談センター いじめSOS(電話相談専用)

025-222-0110

相談できる時間:
月～金曜/9:00～17:00
休・祝日、年末年始を除く

**相談の内容が、あなたの許可なく
周りの人に知られることはありません**

その他、相談できる場所があります
詳しくは市ホームページをご覧ください→



~SDGsでも子どもの権利についての目標が掲げられています~

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



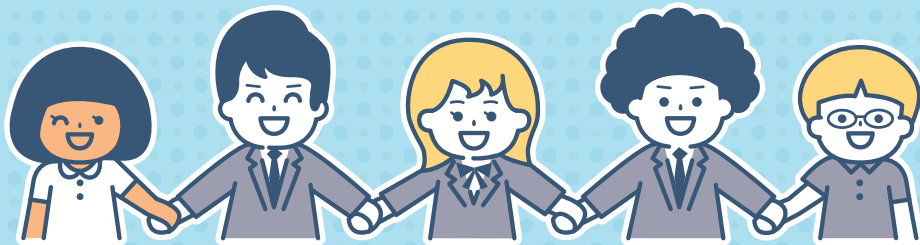
子どもの権利に関する項目がたくさんあります



SDGs

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

SDGsに関する市のホームページはこちら→



発行・新潟市子ども条例についての問い合わせ

新潟市こども未来部 こども政策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1(市役所本館1階)

TEL:025-226-1193 FAX:025-224-3330



新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん